

○議長（一條 光君）通告9番、2番尾形 明君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔2番 尾形 明君 登壇〕

○2番（尾形 明君） それでは、通告どおり一般質問をさせていただきます。

質問の前に、先日ラジオで聞いたんですが、耳に入ったことがありまして一言話しさせてもらいます。

それは、「政治家は、先見性、人望、行動力が必要だ」ということのラジオでありまして、この三つの要素が必要だというふうなことがありましたので、我が町長もこの三つの要素を備えておりますので、今後、この町の発展のためにぜひ邁進していただきたいなというふうに思います。

それでは、二つについて質問させていただきます。

まず最初に、加美町ブランドについてということで、3月の定例議会におきまして、町長の所信表明の中で、本町の豊かな資源、地域資源からはぐくまれる農産物のブランド化を推進するため、農産物ブランド推進会議を設置し、加美町ブランドの立ち上げに向けて農商工が一体となって推進したいというふうなことを申し上げております。

私はこの考え方に賛同する一人であります。今後、できるだけスピーディーに事を進めていただきたい。また、できれば農産物に限らず加美町そのものがブランドになったらいいなというふうに考えております。といいますのは、10年後、20年後において若い人たちが加美町に生まれてよかったと。また、加美町で自分たちが何ができるのかというふうな人たちが多く出てくればいいのかというふうに思っております。

そこで、町長は、過去3年ブランド化に向けての行動を実施してきたことは何か。また、今後何をどのように進めていくのか伺いたいと思います。

2点目、住民提案制度についてということで、住民提案制度についてであります。前回時間切れで十分な質問ができなかったわけですが、庁舎内においては、いわゆるプロジェクトK職員事業等提案制度があり、これまでに平成15年度より7年間で43件あり、うち7件が実施済み、17件が実施中とのこととあります。成果があったというふうなことでありましよう。今後もプロジェクトKについては継続していただいて、いろいろな角度からいろいろな提案をいただければいいのかなというふうに思っています。

また、「町長へのたより」というふうなことを設置しておりますが、前回の話ですと、おしかりの言葉の方が多いというふうなことでありましたが、私は二つのことを提案したいと考えております。

まず一つは、直接町へ提案できる方法。二つ目に、地域や公民館単位に提案できる方法であります。地域や公民館単位で活性化が図られれば町全体が盛り上がり、そこでプランニング、そして予算づけ等々、地域の人たちで設計することです。こうしたことについて町長の方から御答弁をお願いします。

○議長（一條 光君） 町長。

〔町長 佐藤澄男君 登壇〕

○町長（佐藤澄男君） 尾形 明議員から2点について御質問をいただきました。最後の一般質問者ということでございますから、できるだけ丁寧にお答えを申し上げたいというふうに思います。

まず、加美町ブランドについてということで、過去3年間農産物のブランド化に向けての行動を実施してきたことは何かということの御質問でございました。

食に関する話題というものがこんなに取り上げられているというか、話題になっている時代もこれ珍しいのかなというふうに思います。もちろん戦後の食料難時代、食料増産、開田ブーム、振り返ってみても、食べるものの不足するものに関する施策というものが非常に大きく取り上げられた時代があったように思うんですけども、これが今日あり余る食料がある中で、この問題が非常に大きくクローズアップされていることは何だろうというふうに思っております。

もちろんその背景には自給率の低さ、これによる外国からの輸入物、これに対する中国のギョウザ事件などがいい例かと思えますけれども、これに対する安心・安全の意識の持ち方、こういったものが重なりまして、本当に大丈夫なものを安定的に供給ができるものについて評価が高くなってきているのかなというような思いをいたしているわけございまして、そういう意味で、ブランドの定義づけということになると消費者の心の中に存在する認識ということに、今言ったような話も含めてなるのかなというふうに思っております。

そんな中で、加美町の状況を考えてみましても、農産物についてみやぎ園芸特産振興戦略プランの振興品目として選定をされているものたくさんあります。秋冬の白菜、ネギ、タマネギ、これはバツハオニオンでございます。はたけしめじ、それからワサビなどがございます。

これらについては、県の市町村振興総合補助金等を活用しながら、生産量及び販売額の拡大に努めているところでございまして、さらに、生産の効率化を図るために、管理機械等の導入、集出荷体制の効率化、契約栽培などによって有利な販売が行われてきております。

また、西洋野菜の栽培を行っている団体がございますが、東京の築地市場では黒サボイと言

えば加美町中新田と言われているそうでございます。エノキダケは県内一の生産地でございます、「白い音符」の名称で仙台市場全体の70%を占めているという現状というふうになっております。

生産者は、他の商品との差別化、市場での優位性を確保して、消費者からの信頼を目的にブランド化の確立を目指す動きが各地で活発化していること御案内のとおりでございます。さらに、この産地間の競争の激化、農産物の価格以外での競争、例えば同じ御飯を食べるにしても、その米がどういうサビリティーを経てきているのかというようなこと、低農薬・無農薬栽培などでございますけれども、これによる安心感、信頼感を確保しろと。逆にこういったものを先進的にやってきたものが既にブランド化されているものも加美町にはたくさん出てきているという認識を持っております。

ある製菓会社がこの無農薬の自然米、いわゆる自然米をすべて引き取るというようなことでの価格の安定的な維持がなされ、それが会社も業績を伸ばす、生産者も潤うというような構造ができつつあるということで、非常に好ましい現象であると思っております。

ブランド化の目的、メリットというものは、そういうふうには生産者、消費者双方にメリットがなければならぬわけでございます。生産する側からはこの地域間競争に勝ち抜く競争力の確保、市場での優位性の確保、安定し売り上げの確保などが条件でございます。消費者にとっては安心感、何よりも信頼感があればこそこういったものが成り立っていくんだろうというふうに思っております。

その地域の商品の地域ブランドとして販売する動きというものが活発になっているということ、先ほどお話を申し上げました。この平成18年4月から、地域の名称と商品またはサービスの名称を組み合わせた商標である「地域団体商標制度」が始まりまして、このブランド化がさらに高まってきているということ、それを受けて加美町もしっかりその方向性をつけてまいらなければならないということの思いを私自身述べさせていただいたということでございます。

何はともあれ、これには地域の特性を生かした付加価値をつけなければなりません。特徴あるもの、品質の高いものを販売して消費者の支持、信頼を得て、それによって地域の農林水産、それから食品産業、この競争力や地域活性化につなげていかなければならぬわけでありませう。要するに今までと同じやり方で、市場原理も余り関係ないやり方できたというものは、なかなかブランド化の方向に持っていきにくいということでありませう。ほかになくて加美町にあるものというものを、これを生かす方法ということを考える必要があるだろうと。

そういう意味で、昨年8月にオープンした土づくりセンターは、そのブランド化を目指す

一つの基地であるというふうにとらえて、そして、そこから販売されるというか、生産された堆肥を使って、これに付加価値を倍増させる、そういう方式を今担当に指示をしているところでございます。

これは町だけでやれることでもない面があります。それを使って販売をするJAを始めている農業組織、生産組合、こういったところがその意識を共有して、これにはほかの地域に負けない競争力に打ち勝つものがなければならないわけです。とりもなおさず、そういうほかにはないものを使って土づくりをしたもの、これの価値を高める、そういう制度をつくるということが、町として一番基本になるものではないだろうかということで指示をしているところでございます。

なかなかほかの事例も見ても、例えば牛肉もその大なる特産品だろうというふうに私は思っています。御案内のように、それまで県内産牛とされてきたものを、加美町産牛に特化をして、昨年、一昨年から「やくらいべごっこまつり」で牛肉を供給をすることにいたしました。これは、町だけの思いだけでは通じないことで、業者さんにも協力をしていただかなければならないことでもございましたが、東京芝浦市場において食肉の共進会、これに出品した牛の中から同じ部位を提供していただくということになったことによって、この牛肉の価値が見直され、そして、言うなればブランド化への一つの道をつけたことになるのかなと私自身は思っております。

さらに、これを今後いかに恒常的に消費者の皆さんに届けることができるかということの問題になるわけでもございます。そんな折に、あの口蹄疫の問題などが出てまいりましたものから、この風評被害等について極力排除できるような、そういう環境をつくらなければならないということでもございまして、前のどなたかの御質問でもお答えをさせていただいたような方策を早急に講じてまいらなければならないということでもございます。

いずれにいたしましても、21世紀の農業指針であります食料・農業・農村基本法、これは平成11年7月に制定されてから10年余りを経過をいたしております。本年3月に今後10年の農政方針を示す食料・農業・農村基本計画が公表をされました。この中でも農山漁村のあらゆる資源を活用する事業を含めた新たなビジネスに取り組めるよう必要な支援策を講じることを通じて、農山漁村の今6次産業化と言うんだそうですけれども、これを実現することとしておりますので、これらの事業を活用した展開も視野に入れて推進を図ってまいりたいというふうに思っております。

続きまして、住民提案制度について御質問をいただきました。3月に御質問をいただいて、

時間切れになったということで、改めての御質問ということでもあります。

御案内のように、プロジェクトKの成果についての引き続きのアイデア募集も必要であろうという御提言をいただきました。また、「町長へのたより」に関しまして、いろいろな意見があってもそういう窓口を開いておくこと。そしてまた、直接的な方法でありますから、地域、あるいは公民館単位でこういったものの提案制度を身近に受け入れる、そういう体制をつくるべきではないだろうかという御意見をいただきました。まことにものごとでもなことでございますから、これを検討させていただきたいというふうに思います。思いますが、意外とこういう制度ということになりますと出てこないというのがこの種の例でもございます。その工夫も必要なんだろうというふうに思いますので、その辺も考えあわせて今後考えてまいりたいというふうに思っております。

このインターネットの普及によりまして、住民の方の自治体に対する要望・意見、これ御自分の足を運ばなくても自由に町に送信できるようになっているということでもございまして、このインターネットによる町への投稿でございますけれども、平成19年度から廃止しておりますが、3年間で13件の投稿があったということでもございます。

ちょっと御紹介をいたしますが、どんなものがあつたかという、放課後児童クラブは小学校を下校しても自宅にだれもいない家庭で、小学校3年生までの児童を対象に活動していますが、小学校が夏休みなどのときには高学年（4年生から6年生まで）も利用できないかと、家族がみんな働いているので、子供だけ残すのは大変だという内容でもございました。

担当部署で対応を検討した結果、投稿された方と同じような家庭が今後も見受けられるというようなことから、早急に高学年の児童であっても希望があれば放課後児童クラブで受け入れることとし、学校が夏休みなどの場合には家族の勤務状況も配慮しながら受け入れ時間を柔軟に対応することとしたところでございます。この投稿がきっかけとなりまして、高学年の児童であっても家庭の事情により放課後児童クラブで受け入れることになりましたので、保護者の方々も安心して働いていられるという報告を受けております。

これからも町の活性化、発展を進めていく上で引き続き地域審議会や各種団体等からの御意見・御提案をいただきながら、住民参加による協働のまちづくりを進めてまいりたいと思っております。また、町民の皆様一人ひとりが持つ多様な発想から生み出される知恵やアイデアを、先ほどのような気軽に身近なところで提起をしていただける機会を、そういう場所をどのように設けていくか。いろいろな例を参考にしながら検討してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（一條 光君） 再質問がありましたら受けます。尾形 明君。

○2番（尾形 明君） では、細部にわたって質問をさせていただきたいと思います。

まずもって、農産物ブランド推進会議の設置をことしじゅうに行うというふうなことでありますが、いつ、何人規模で、そしてまた、メンバー構成、あるいは今年度の予算はどうなっているのかというふうなことでお伺いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 農林課長。

○農林課長（猪股雄一君） 農林課長、お答えします。

まず予算は平成22年度の当初予算で、いわゆる農産物ブランド推進会議の委員さんに謝礼ということで、金額的には10万2,000円でございます。時期としては、当初予算の審議特別委員会でも御質問でお答えしていたと思うんですけども、早い時期に立ち上げたいということで、今準備にかかっております。それから人数の件ですが、いわゆる大体10人規模程度で、今年度に3回程度開催したいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。

○2番（尾形 明君） これはブランド推進会議に、ブランド化を目指すためのもちろん会議だと思うんですが、3回の会議でどの程度の話ができるのかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（一條 光君） 農林課長。

○農林課長（猪股雄一君） 今年度は今3回と申しましたが、これはことしはまずその方向性を、立ち上げですから、どういう方向に持っていくというのを、ここで皆さんでお話をしていきたいと思います。それで、方向が定まれば具体的にいろいろな、先ほど町長も答弁申し上げましたとおり、いろいろな例えばその中で、あるいは商標とかロゴマークとか、いろいろなものが出てくるかもしれませんので、そういうものは予算が関連しますから、これは継続して平成23年度以降も続けさせていただければと思っています。以上でございます。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。

○2番（尾形 明君） 先ほど質問の中にもちょっとあったんですが、この農産物ブランド推進会議というのは、もちろん農産物に限ったものなんでしょうか。やはり先ほど私が加美町というふうな町のブランドができたらいいなというふうに思っているのは、加美町に行ってみいたいな、加美町おもしろいことやっているね、若い人たちも元気いいねというような、そうした町を目指すこともできるんじゃないかというふうに思うんですが、農産物のブランド推進会議ということになれば、農産物だけに限ってしまうんじゃないかというふうに思いますが、いかが

ですか。

○議長（一條 光君） 農林課長。

○農林課長（猪股雄一君） 私の方の分野とすれば今農産物ということでとどめています。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。

○2番（尾形 明君） 加美町もずっと見ますと、もちろん資源の豊かさがあります。その中で、森林も大分、町の町有林が6,353ヘクタール、町全体で山が3万3,307ヘクタールということで、町の面積全体の73%ということにして、やはりそうした山林の方にも目を向けてもいいのかなというふうな思いと、また、例えばですが、グリーン・ツーリズムですね、今現在宮城県で積極的に取り組んでいるのが加美町と南三陸町です。そうしたときに、グリーン・ツーリズムだったら加美町に任せましょうと、お願いしたいというところまで考えることができるんではないかというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（一條 光君） 農林課長。

○農林課長（猪股雄一君） まず、あと森林に目を向けるということで、これは当然だと思っています。あと今グリーン・ツーリズムでありましたが、議員には前回の定例会でグリーン・ツーリズムでも御質問を受けて、その節もお話ししていると思うんですが、いわゆる山林はいろいろな三つぐらいの大きな目的に分かれると思います。一つは水源ということで、保全することと、あと生活環境で、いわゆる人との共生という部分があると思います。それから、素材の生産というふうになります。

前回のグリーン・ツーリズムの一般質問の答弁でも町長申し上げておりましたが、いわゆる森林と人の共生というんですか、750ヘクタールが荒沢の方の県の自然の保護地域に指定されていますので、これも一緒にグリーン・ツーリズムで売っていきたいと。それこそ宮城県から加美町に任せると言われたようにやりたいと思っています。以上です。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。

○2番（尾形 明君） 今後、町長に提案ですが、農産物に限らずそうした町のいい部分を県内、あるいは全国にPRしていくという形もいいのではないかというふうに思っています。

次に、「和牛の里構想」ということで、今立ち上げておまして、加美町和牛の里検討委員会ということで、午前中にも話しあったんですけれども、6月末で答申が出るということですが、これまでにどんな話があったのかということをお伺いします。

○議長（一條 光君） 農林課長。

○農林課長（猪股雄一君） まず、町の和牛の里というふうに、繁殖農家高齢化してきています。

若手の方もいらっしゃるんですが、それから、もっと経営規模拡大をしたいという方もいらっしゃると思いますので、そういうものにどういうふうに町として応援できるのか。そういう関係する方々に昨年の9月から委員をお願いしてやってまいりました。あと実際にいろいろな先進地と言われますところの岩手県あたりを視察して、いわゆる冬期間の問題とか、そういうものもいろいろ、そして、現在、町の牧場がありますので、それらの利用とあわせて検討をしてきたところでございます。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。

○2番（尾形 明君） この会議の中で、加美町の先ほど町長が話しされましたが、加美町牛のブランドを目指すというふうなことの文言とか、まずそうした話というのはあるんですかね。どうぞお願いします。

○議長（一條 光君） 農林課長。

○農林課長（猪股雄一君） 当然そういうものも入っています。それで、あと繁殖農家、あと酪農の皆さんも参加していただいていますし、あと肥育農家、そして、いわゆる生産者だけでなく消費者とつなぐ肉屋さん、そういう方にも参加していただいていますので、そういうお話は当然出ています。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。

○2番（尾形 明君） 確かな数字はちょっと覚えてないんですが、二、三年前から子牛導入、あるいはそうした肥育農家の育成ということで、予算案がたしかふえてはいないような気がしたんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（一條 光君） 農林課長。

○農林課長（猪股雄一君） 農林課長、お答えします。

予算は減ってはおりません。少なくとも平成21年度から肥育農家の関係もありますし、それから、繁殖農家のこともありますけれども、いわゆるある一定金額以上で買ったものに対しては、肥育農家に導入したものに対しては助成するというのでやっておりますし、それから、もう一つ、これは加美町、色麻町、それから農協、共済が入った加美郡畜産振興協議会がありますけれども、その中にも加美町では毎年400万円ぐらいずつ出資しまして、今1億1,500万円ほどの基金を持っています。それで農家の皆さんへ、農協も窓口にしておりますけれども、それで導入をしていただいています。平成22年度も400万円の負担を出しております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。

○2番(尾形 明君) 今後、加美町の和牛の里検討委員会で十分な話をさせていただいて、本当に安心して安全な加美町牛のブランドができるようにぜひお願いしたいものだなというふうに思っています。

続きまして、土づくりセンターに関してなんですが、当初土づくりセンターは、やはり食の安全・安心というふうなことを目指すということと、もう一つは、この堆肥でありますエコ堆君を使ってブランドを目指すんだというふうなことのお話を聞いたことがあります。行政報告の中で、8月から3月までに利用者が39名だと。稼働日数が192日、搬入総量が4,444トンというふうなこと、それから、一応計画では日量で25.4トン、今回8月から3月までの搬入実績が1日23.1トンだというふうなことで、稼働率が91.2%というふうなことでありますが、これ稼働日数が192日というふうなことで、1年に考えれば、掛ける2にすれば、総数量とかというものが出てくるわけですが、製品堆肥が町内の耕種農家の方に販売されているということで、ことしが412トンということですが、この耕種農家に販売するとき、将来加美町ではこういうふうな農産物のブランドを目指しているんだよということを皆さんに話ししているのかどうか、ひとつ伺います。

○議長(一條 光君) 農林課長。

○農林課長(猪股雄一君) まず、この利用いただいている方は、いわゆる農地・水・環境保全の事業がありますが、この中で営農活動でやっている部分です。今おっしゃったように環境に対してですから、いわゆるそれもブランドとしてやっていく部分です。ですから、当然そちらの方々から使っていただくと。ユーザーの方からすれば使わなければならないというふうなところにありますので、当然わかっていただいて使っております。

○議長(一條 光君) 尾形 明君。

○2番(尾形 明君) 先ほど町長の答弁の中でもって、土づくりセンターはブランド化を目指す基地なんだということをおっしゃったわけで、今後制度化を考えていきたいというふうなこととありますが、そうした制度化するための今のベースとなるその考え方というのはあるのでしょうか。

○議長(一條 光君) 農林課長。

○農林課長(猪股雄一君) ですから、ベースとなる考え方はもちろんございます。それで、そのブランド推進会議というものを立ち上げていきたいと。そういうところで、いわゆる消費者の皆さんも入ってもらった中で、どういうものをやっぱり望むのか、そういうものを生産するのはもちろんですが、消費者の方も入って、そういう方の声もよく聞いて、それで、どうした

ら安心して買い物もいただけるのかというようなことを中心に進めてまいりたいと思っています。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。

○2番（尾形 明君） 今はっきりわかることは、今のままでいくと、一体何をブランドにするのか、それで、その堆肥をどういうふうな形で使っていくのかということとはわからないわけです。今後、農産物のブランド推進会議でそれ等も含めていろいろ話をするとは思いますが、その制度をつくるというのはいつごろまでつくるのか、ひとつお伺いします。

○議長（一條 光君） 農林課長。

○農林課長（猪股雄一君） その制度というのが、もう一つは、生産者側からすれば、環境保全米として生産していくためには必ず使っていただくということが一つですし、制度化するという意味がよく私も理解できない部分があるのでございますが、やっぱり消費者の皆さんとそこで生産者も一緒につながって、現場を見てもらうなり、製品ですか、できた野菜なり、そういうものも見ていただいて、味わっていただいて町のものを宣伝していく、そういうふうには、特に環境保全米ですね、そういうふうにはやってまいりたいと思います。

ただ、あと野菜とかもいろいろそういうものを、堆肥とか使ってもらったものをやっぱりどう違うのかというものを、実際まだ結果が出てないといったらおかしいんですけども、そういうものを比較してやっていくということが必要だと思っています。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。

○2番（尾形 明君） 今後、こうしたブランドを形成していくということを考えたときに、先ほど町長が言いましたように、土づくりセンターを基地として加美町の製品をブランド化するんだというふうなことで、制度化も考えたいということですので、できれば速やかにその方向でタイムスケジュール等々も示していただければいいのかなというふうに思います。今後よろしくをお願いします。

次に、2番目の提案制度であります、私が先ほど二つの提案をさせていただいて、一つは直接町の方に提案できる方法、これはなぜかといいますと、きのう、そして、きょう午前中の質問の中にもあったんですけども、審議会、あるいは委員会を組織して多くの町民の方々から意見を求めたいというふうなことでやっているにもかかわらず、なかなか人が集まってくれない。あるいは公募しても人が集まってこないというふうなことがありますので、やはりその反面、町民の方々はもっと町の方でいろいろな政策、そしてまた、今行われていることをもっと情報提供してほしいというのが町民の方々の多くの意見だと思っております、そうしたときに、

まず第1点の町への提案ということで、そんなに難しいことを考えているわけではなくて、「町長へのたより」というのがあるわけですし、これを例えば限定して8月には庁舎建設に向けたその建物について、内部とか、そうした建物について1カ月間だけ皆さんから提案をいただきたいというふうな形とか、今の「町長へのたより」を見ていると、やはり何に提案したらいいのかな、あるいは要望したらいいのかなというふうな思いもありますので、限定してこれこれ、こういうことについて1カ月間だけ皆さんから御意見をいただきたい、あるいは提案をいただきたいというふうな方法も一つなのかなというふうに思います。

それから、2番目なんですけど、地域や公民館単位で提案できる方法ということは、例えば他の町でもやっているんですけど、地域づくり活動支援事業といったように、行政区でいろいろなプランをつくって、例えばそうしたプランを持ち寄ってプレゼンをやって、すばらしい計画だというふうなところにはお金をつけると。それをさらに公民館単位で、ことしから四つの公民館が指定管理ということになるわけで、来年にはまた二つの公民館が指定管理ということになるわけで、そうした公民館においても住民の方々からいろいろな提案、アイデア等、そして、公民館運営に関しての自分、住民みずからかかわれるような、そうした体制はできないものかなというふうに思っています。これについて御答弁お願いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 大変貴重な御提言でございまして、大変ありがとうございます。

「町長へのたより」、前にもお話ししましたとおり、今現在ある程度の規定をつけてタイトルはなしに必要なことをどんどん提言してくださいという形で出しているものでございます。記名が原則で、無記名は避けてくださいというような内容、あるいは個人の誹謗中傷等は避けてくださいというような内容を注意事項として書き示していますが、それらが今のところおっしゃるとおり過半数を占めているというような状況にもございます。今月の特別こういう形でどうでしょうかというような御意見参考にさせていただいて、検討させていただきたいと思っております。

ただ、その上をいくのが、あとはこの問題について意見を聞きたいというのが企画財政課で担当して、本来はパブリックコメント、その制度、それが全くそのとおりなんです。ですから、それがまだ定着していないということを考えれば、そういう形と兼ね合わせたような意見の出し方検討させていただきたいと思っております。

あと公民館関係につきましては、ちょっと私の方から答弁を避けたいと思っております。

○議長（一條 光君） 教育長。

○教育長（今野文樹君） 議員の地域の人が発案し、地域の人がプランニング、発信していくという考え方を聞いていて、ああ、なるほどなというふうに思いました。担当等と今後ちょっと煮詰めていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。

○2番（尾形 明君） 町長にお伺いします。

今言った二つの提案について、町長としていかに思うのかお伺いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） 先ほどもお答えをしておりますけれども、そういう提案制度というのは、時と場所を選ぶ必要もないのかなと思っています。あるからします。そういう箱がなければ、どうするのやと。気持ちのある方であればいろいろな形で届けてくれる貴重な御意見だというふうにも思っております。そういったことを含めて、これは町長部局に限らず、今の御提言ですと、いろいろな施設にも今後というようなふうにも受け取れますから、いろいろ検討させていただいて、前向きに考えたいというふうに思います。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。

○2番（尾形 明君） ぜひ前向きに考えていただきたいというふうに思います。以上で一般質問を終わります。

○議長（一條 光君） 以上をもちまして、2番尾形 明君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、本職に通告がありました一般質問はすべて終了いたしました。一般質問を終わります。

日程第3 報告第2号 平成21年度加美郡土地開発公社決算について

○議長（一條 光君） 日程第3、報告第2号平成21年度加美郡土地開発公社決算について報告を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 報告第2号平成21年度加美郡土地開発公社決算について御報告申し上げます。

加美郡土地開発公社の平成21年度事業報告並びに決算は、既に配付しております平成21年度事業報告書のとおりでありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

○議長（一條 光君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 事業報告書の10ページの確認なのですが、面積980平米とあるのは庁舎前といますか、道路の水田部分826平米を買うものと考えてよろしいのでしょうか。

○議長（一條 光君） 建設課長。

○建設課長（早坂忠幸君） そのとおりです。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第2号平成21年度加美郡土地開発公社決算についてを終了いたします。

日程第4 報告第3号 平成21年度株式会社薬業振興公社決算について

○議長（一條 光君） 日程第4、報告第3号平成21年度株式会社薬業振興公社決算について報告を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 報告第3号平成21年度株式会社薬業振興公社決算について御報告申し上げます。

株式会社薬業振興公社の平成21年度事業報告並びに決算は、既に配付しております第15期平成21年度事業報告書のとおりでありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

○議長（一條 光君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 木質バイオが導入されたことにより、エネルギーといますか、燃料費等々、そういったものが恐らく今までよりは浮いてきているんでしょうけれども、その辺どのように反映されているのか。

それともう1点、本来であれば宮崎振興公社が出たときでいいんでしょうけれども、住民の方から送迎バスのことでお話をいただきました。小野田のバスはただで、宮崎の場合は料金がかかる。その辺は町の方から例えば同じにするとか、無料にしてくれとか、そういった指摘といますか、提言などはできるものなのかお伺いします。

○議長（一條 光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤勇悦君） 商工観光課長、お答えいたします。

まず、バイオマスの施設を導入したための燃料費の部分の削減でございますけれども、これは平成22年度の収支計画表におきましては、対前年度比につきましては44.5%の減というところで燃料費をはじめております。これはすべてバイオマスだけの効果ということではなくて、

各施設の宿泊施設等については重油等を必要といたしますので、それらの燃料費も含めての削減と。

あともう一つ、バイオマスの燃料費だけを報告いたしますと、これは4月8日から実際動き始めましたので、4月30日までの実績をこちらで集計をしております。それにつきましては43%の削減という実績が出ております。ただ、5月の連休明けにちょっと故障がありまして、修繕もあったもので、5月の実績はまだとってはおりませんが、4月の実績については以上のとおりです。

あともう一つ、送迎バスの関係なんですけれども、薬業振興公社につきましては、こちらの指定管理料の中にそれも含まれてはいますけれども、宮崎振興公社につきましては、別会計で指定管理料はそこの中には入っていないということで、独自の事業として進めている事業でございますので、有料ということになっております。以上でございます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。9番工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） 商工観光課長にお聞きしたいと思うんですけれども、平成22年度の事業方針の中に、やくらいガーデン株式会社及びやくらい土産センターと連携を密にして、各種企画を設定しながら営業を強化という文面が、事業方針があるわけなんですけれども、具体的にどのような方策でいくのかわかるところでよろしいですので、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（一條 光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤勇悦君） 商工観光課長でございます。

やくらいガーデンにつきましては、積水の関係でいろいろなガーデンを中心に集客を図っているということがございます。その集客されたお客さんをやくらいの施設群の方に呼び込もうということで、一つは、ぶな林で和牛まつりというような形の事業とか、あと土産センターの春まつりというような開催とかということで、その辺のお互いの集客を見込んで、お互いにいろいろなイベントをしていこうという考え方をしておりますので、その辺の連動をしていくというような事業計画を立てております。以上でございます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑はございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第3号平成21年度株式会社薬業振興公社決算についてを終了いたします。

日程第5 報告第4号 平成21年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（一條 光君） 日程第5、報告第4号平成21年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書

について報告を求めます。町長。

- 町長（佐藤澄男君） 報告第4号平成21年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

平成22年3月定例会に上程し、議決をいただいております平成21年度加美町一般会計補正予算（第6号）の繰越明許費及び平成22年3月臨時会に上程し、議決をいただきました同予算（第7号）の繰越明許費について、総合行政情報システム改修事業、これは子ども手当システム改修事業であります。地域情報通信基盤整備事業、地域活性化・経済危機対策事業、地域活性化きめ細かな臨時交付金事業、分収造林事業、上台の整備事業、町道整備事業として白畑線、西町沖線の2路線のほか、木造住宅耐震改修工事助成事業、全国瞬時警報受信システム整備委託料、小野田幼稚園整備事業、中新田交流センター消防施設修繕事業、災害復旧事業、林道下川底線、合わせて12事業の繰越計算書を作成しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたします。

- 議長（一條 光君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第4号平成21年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終了いたします。

日程第6 議案第41号 加美町定住自立圏形成協定に係る議決事件に関する条例の制定について

- 議長（一條 光君） 日程第6、議案第41号加美町定住自立圏形成協定に係る議決事件に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（佐藤澄男君） 議案第41号加美町定住自立圏形成協定に係る議決事件に関する条例の制定について御説明申し上げます。

定住自立圏構想は、3月定例議会の施政方針で申し述べ、また、去る6月7日の議会全員協議会でも御説明申し上げましたように、大崎圏域の人口流出を食い止め、流入を促すことを目的に、大崎市と本町を初め大崎4町が協定を結び、地域医療ネットワークや公共交通網の整備など、相互を補完しながら、人々が定住するために必要な生活機能を確保するとともに、連携協力し、圏域全体の活性化を目指すものであります。

今回、国の定住自立圏構想推進要綱で定住自立圏形成協定の締結、変更にあたっては、議会の議決を経ることとされておりますことから、地方自治法第96条第2項の規定に基づき条例の制定をお願いするものであります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。11番佐藤善一君。

○11番（佐藤善一君） このような広域連携というのは、今後ますます重要性を増しているものだろうと思いますし、合併に次ぐ自立に向けた有効な手段かと思っております。そこで、二つ質問をしたいんですが、一つ目は、既に大崎市が中心都市としての4町との協定締結に向けた宣言を行ったということで、この間説明がありました。圏域住民に対してどんなサービスを提供するか、そういった中心的な役割をどう担っていこうとする表明があったのかお尋ねをしたいと思いますし、また、これまでいろいろな形で組合をつくったり、連携を締結したりして、福祉・医療関係等々においてこれまで運営されてきたんですが、今後は定住人口の確保、あるいはインフラ整備、あるいは産業振興といったもの、大変重要なテーマに上がってくるかと思えます。それぞれの町が我も我もということで提案されてくると思いますが、そういったものに対して一体感というものをどう保っていこうとするのか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（一條 光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田 恵君） 企画財政課長でございます。

御質問の件でございますが、最初に、この定住自立圏構想は、平成の、いわゆる大合併と言われたその合併が一段落をして、そして、それぞれの町がそれぞれの町として自立してやっていくという中で、さらにそれを超えてもっと大きな圏域でお互いの町の補完をし合いながら共存共栄をしていくということでできてきたものと考えております。

その中で、全員協議会でも申し上げましたが、都市的機能を持っている市が中心市ということで、都市的機能役割を担っていただく。それから、町村においては、その町村の持っている文化、自然、産業等を生かしてお互いに補完していくということでございまして、3月3日に大崎市で中心市宣言を行いましたけれども、まず、中心市としての役割と申しますのは、大規模商業、娯楽機能、中核的な医療機能、各種の生活関連サービス機能など行政機能、民間機能を問わずに生活に必要な都市機能についてその集積をみずからの住民のみならず、周辺市町村の住民に対してもその機能を活用させるというようなことが、まず中心市としての役割という

ふうとうたわれておりました、そのことについて大崎市はその役割を担うということを行ったというふうに認識しております。

それから、二つ目の御質問ですけれども、今この間お話、御説明いたしましたように、それぞれの担当の方で担当課長がそのお互いに協定を結ぶ、協定項目の内容について審議を行っている、協議を行っているということをごさいます、これが今月から7月に向けて大体のところが固まってきたということをごさいます。

それを、それが固まって9月の定例議会に、今回お願いしている条例をもとにした協定について議会に御承認をいただくという運びでありまして、その中で御質問のようにお互いがそれぞれ議員さんのおっしゃった言葉、ちょっと今思い出せないんですが、お互いが何か欲を出すと言ったのではなくて、何かそのようなお互いが要求をして、それがまとまらなくなるようなことというようなお話だったというふうに思いますが、そういうことではなくて、お互いがとにかく機能を補完し合うということで、今審議をしているということをごさいます、それについて最終的には議員の皆様はその協定内容について協議をしていただいて、御承認をいただくという運びをごさいますので、そのようにならないようにしていると。お互いにちゃんと話し合いを持って定住自立圏構想の趣旨に従った形の協議を行っているということをごさいます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。18番伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 伊藤です。

この事業は、地域力創造ということで国が進めている事業だということは、先般の学習会で学んだわけなんです、何かどうしても合併のときと同じようなおいが私にはしてならないんですけれども、お互いに自立した関係を保ちながら、足らざるところは補い合っているいい方向に進んでいこうという精神、方針そのものは私はいいことだと思っております。

ただ一つ、ワーキンググループ、具体的なことに関して言うと、ワーキンググループで幾つか表が資料の中にありましたが、以前の質問で私は障害を持った人たちが町の中でアパートを借りて一緒に住んだり、共同生活したり、保護者が亡くなった後に自立して生活していくような保障するシステムがないことについて質問した折に、小さい町の単位ではやっていけないけれども、大崎管内、大崎圏内、そういった範囲でなら検討が可能かもしれないというふうな回答をいただいた記憶があるんですが、そういった方向は検討されていかないのかどうか一つお聞きしたいということと、もう一つは、地域公共交通というワーキンググループの中に、1と2の検討事項があるんですけれども、こっちの方でもミヤコーバスがもう宮崎路線も小野田路線も廃止になるということが確実になっているようですけれども、ほかの市町村も同じような

状況にあると思いますが、その辺についてはどういった方向で進んでいるのかお聞きしたいと思います。

それから、これが、協定がきちんと結ばれて実施の運びになったら、中心都市には4,000万円が交付され、周辺都市には1,000万円が交付されるというふうな計画の中にあっただんですが、それはプールして一緒にどこかの項目をきちんと前進させるために使おうとか、あるいは市町村単位でこういった方向にお金を使おうとか、そういった見通しみたいなものはあるのかどうかお伺いします。

○議長（一條 光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田 恵君） 企画財政課長でございます。

最初の御質問のワーキンググループにおける医療の中でのお話でございましたけれども、まずこの定住自立圏構想、過大に大きなものとして掲げているというものでもありません。もちろん過小に評価するということでもなくて、お互いにお互いの市町村でできることをまず項目として盛り込んで、それをさらに年、これは期限のない構想でございますので、それぞれ協定した町が、もううちの方は協定から抜けるというふうな意思を表示しない限りずっと続くものですから、その中でできるものを次第に広げていくというふうに考えているところでございます。

それから、公共交通についてですが、現在、私どもとして言えますのは、ミヤコーバスさんが、これは地域公共交通関係でのワーキンググループの関係で申し上げますと、美里町とそれから涌谷町はもう既にミヤコーは撤退して走っておりません。本町において影響、きのう行政報告の追加ということで、小野田宮崎線の廃止ということの行政報告をさせていただきました。これについてミヤコーさんから9月いっぱいぐらいでもう撤退したいということでございました。

でなければ、その赤字分を町にお願いすることになるということで、その赤字というのは年々ふえていくということが見込まれましたので、町としてそのことについて撤退について受け入れるということで、10月から町の方で現在走っているミヤコーさんの定期バス、土日も含めてそれについては、住民のサービスが減退しないように運行ルートをちゃんと守って走っていきたいというふうなことで、今どのように走らせるかについて検討していくということでございます。

それから、お金につきましては、4,000万円、それぞれのこれは上限でございまして、中心市に4,000万円、各町に1,000万円ということで、プールしておくということではなくて、その

町に特別交付税として入ってくるというものでございます。それにつきましては、これは1,000万円という固定した金額ではなくて、上限でございまして、それは町が定住自立圏構想の中でどのような取り組みをしていくかということによって試算されるというものでございます。以上でございます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第41号加美町定住自立圏形成協定に係る議決事件に関する条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第41号加美町定住自立圏形成協定に係る議決事件に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7 議案第42号 加美町定住促進検討委員会条例の制定について

○議長（一條 光君） 日程第7、議案第42号加美町定住促進検討委員会条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第42号加美町定住促進検討委員会条例の制定について御説明申し上げます。

本案件は、町有地全体の利活用による定住促進について調査・審議するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として設置するものであります。

少子化・高齢化は急速に進行しており、我が国の総人口も減少が見込まれる中、我が町にとりましても重要な課題施策として取り組みが求められているところであります。新庁舎建設位置につきましては、新たな人の流れ、物の流れを創出すべく、字矢越地内に建設することについて5月21日に開催されました第2回臨時会で承認をいただいたところでございます。

関連しまして、現庁舎西側の町有地の利活用につきましては、子育て環境に恵まれたすばらしい立地条件を生かした人口増加定住エリア、さらには、高齢化に対応する福祉施設ゾーンと

しての活用など、さまざまな可能性を持っているものでありますので、本委員会を設置し、調査・審議をお願いするものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 全員協議会でも、そして、先ほどの一般質問でもお話を出しましたが、その西田の町有地に限って言えば、この条例はもっと広い意味だということになるのかもしれませんが、もっともっとやっぱり町民の声を聞く機会のある条例にしていっていただきたいということでもあります。その辺いかがでしょうか。

○議長（一條 光君） 政策推進室長。

○政策推進室長（今野幸伸君） 政策推進室長、お答えいたします。

これから委員の立ち上げを行っていくわけですが、その中でも町民のいろいろな意見を聞きながらパブリックコメント、それから、広報等でお知らせしながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（一條 光君） 6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） また、先日の全員協議会の資料の中で、要するにコンサルタント会社への依頼というか、発注というのにもおってきているんですが、どうしてもこういったものはそういった機関に委嘱というか、外注と申しますか、そういったことが多いとは思いますが、やはり自分たちの町ですので、ほかのそういった企業の力ももちろん必要なんですが、やっぱり実際の生の声をどんどん吸い上げていただきたいということを申し上げたいんですが。

○議長（一條 光君） 政策推進室長。

○政策推進室長（今野幸伸君） 政策推進室長です。

プロの委託とかというのは考えておりますけれども、基本になる構想、そういうものはこの委員会で方向性、それから、基本計画の分をつくっていただいて、その後、いろいろな手段が出てくるかと思うんですけれども、そちらの方での参加ということで考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。16番伊藤 淳君。

○16番（伊藤 淳君） 16番。町有地全体の利活用というような主命題があるということで、なおかつ庁舎に関連した西側の遊休地をメインにとというような、どっちが優先するとか、どういう目的でどうつくろうとするとか、今回の条例、先ほど副町長がさっきの一般質問に

関連して説明をいただいた際に、鳴瀬の保育所の跡地がすぐにでも売却できそうなというような状況があると。それを急ぐためにもその条例が必要だというようなふうに、ちょっと私の勘違いかなんか、そういうふうにとれたんですが、先ほど二つの点、要するに主たる目的は何なのか。それで、その売却するのにこの条例がないと売却できないのか。そのまず二つについてお伺いをします。

○議長（一條 光君） 副町長。

○副町長（森田善孝君） 副町長。

主たる目的は、町有地の大きな面積を有するもの、そして、人口増加定住エリアにできるもの、その件についてこの定住促進検討委員会で検討していただくというのがメインです。

それから、主たる鳴瀬保育所を即、いや、そうではございません。そういうふうに申し込みがありました。ただ、そのゾーンは大きいゾーンですから、20アールほどございますので、それらは町の財産処分の中では多分できると思いますけれども、そうでなくて、今回お願いする定住促進の中で即できる範囲の中で検討し、できるものはできる中で実行していくと。

ですから、西田の分については最大の面積でございますから、間違いなくメインになるのはこれがメインになるとは思いますけれども、そういうこまい部分、小野田、宮崎、旧町にもございますから、それらも全体の中で協議させてもらうということでございます。

○議長（一條 光君） 16番伊藤 淳君。

○16番（伊藤 淳君） ということになると、議会で再三町有財産及び遊休地の利活用の問題等々、佐藤町政が始まって以来一般質問等々でたくさん出ていると思います。そういったふうな以前からの懸案事項も含めて、今回はそういうことで、それをメインに当面かかわるというお話なんです、それも全部今回の委員の皆さんに今後、要するに西田が終わったら今度は小野田のソニーの跡地、その次は宮崎の小学校の裏地とか、そういうふうにして運営をしていくとするための条例なんでしょうか。

○議長（一條 光君） 副町長。

○副町長（森田善孝君） 副町長、お答えします。

はい、全体として町の財産の、先ほど言いましたように大きいゾーン、その部分については議会の承認を得なくてもいい部分もあると思いますが、今回のように大きい部分で議会に御相談を申し上げながら、議決といかなくても、皆さんに御説明をしながらやる部分についてはそのような方法になると思います。

ですから、第1回目、委員委嘱し、全体の町の大きいそういう住宅ゾーンに人口増加につな

げるゾーンは図面にプロットしますから、それらを説明した中で、特に、この西田地区についてはそういうスピードを有するものでございますから、それらを主として検討していただきたい。

その中で、必要があれば、先ほど申し上げました鳴瀬の保育所等は譲り受けたいと、分譲してほしいというようなことがありますけれども、必ずしも分譲しなくてもいい場合もあるわけですから、西田についても前に御質問ありましたけれども、必ず町は分譲するものだけではございませんから、町で土地を有効利用する方法は何か。それに伴って人口を呼び寄せると。そういう人の流れ、物の流れを生み出すのは何かということをやっていくわけですから、順次これらを検討し、委員会で答申を出してもらいたいということでございます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。18番伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） たくさんの質問があったので、重複するのは除きますが、例えば町内の今加美町町内の新築のアパートとか、旧地区のアパートとかたくさんあるんですが、充足全部しているとは思われません。どれくらい今使用されているか、どれくらい空いているかという調査はしているのかどうか、その結果をお知らせください。

それから、松山の方の団地とか鹿島台、美里町の駅に近かったり、利便性にすぐれているような団地でも空いているところがたくさんあるという話を以前したことがあるんですが、それはほかのところの市町村のことでこちらとは直接関係ないというふうな見方をされていたかと思うんですが、そうは私は思えないんですけれども、それをどう考えるのか再度お聞かせください。

それから、他町村から若者が移住する、他町から来る人だけに限定するというふうな答弁がこの間ありました。そういった他町から若者が、子育て世代が移住するという可能性はどれくらいあると見ているのか、自信のほどをお聞かせください。

○議長（一條 光君） 副町長。

○副町長（森田善孝君） 副町長、お答えします。

1番目の町内の、これは加美郡全体、あるいは加美町全体と申しますけれども、新築されたアパート、あるいは従来のアパートの空き家数を調査しているかということでございますけれども、調査はしてございません。ただ、加美町の中で空き家になっている部分、特に中新田地区においての部分については、危機管理の方で安全の形から調査した経緯はございます。

それから、松山、美里町の団地造成の中で完売してないというようなことで、前回御質問ありましたけれども、私の方ではそれらの見方をしておりません。やはりそこはそこの町が計

画を立ち上げてやっているものですから、私は答弁したのは、そういうものが成功しているもの、それからうまくいかない部分、その部分を精査させてもらって、調査をして勉強させてもらって、いい部分だけは取り入れますよと答弁しています。ですから、失敗したことはもちろん取り入れる必要はございませんから、だから、他町の売れている、売れていない、その部分については何ら加美町として反応するものではございませんという答弁で申し上げております。

それから、3番目の他からの異動してきた場合の自信ということですが、自信は全くございません。今からどのような形の中で人口移動、他町から若い人たちを呼び寄せるかということ、この委員会、あるいは町全体として方向性を考えていくわけですから、できましたら議員さんの方でもいろいろな提案等が、あるいは案等がございましたら、お教えをいただいて、我々を指導していただいて、よりよいものが立ち上がるよう御指導のほどをお願いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 18番伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） どれくらい子育て世代が移住してくるかはわからない、全く自信はないというふうな謙虚な答えだったんですが、そういうふうな状況で後がないというか、こんなに急いでやる必要があるのかな。それについて私はとても心配をしています。もう少し時間をかけて、例えば子育て世代が移住するきっかけとなる条件とは何かとか、そういう対象にアンケートをとるとか、そういった条件のリサーチをするとか、もう少し調べたり準備をしたり万全な対策をとってから、西田という特定しながら利活用の定住促進検討委員会立ち上げというのでも遅くはないと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（一條 光君） 副町長。

○副町長（森田善孝君） 副町長、お答えします。

大変ありがとうございます。そのことはやらなければならないことだと思っております。今、伊藤議員が提案されたようなことは、必ずこの委員会ではやらなければならないことだと思います。そういうことをやった上で、どういう形に立ち上げていくかということでありまして、それから、木村議員からお話しありましたけれども、コンサルに発注等がありますが、これはコンサル発注でなくて、行政アーバンデザインなり、あるいは一般的なアーバンデザインの事務所がでございます。これ確かにコンサルかもしれませんが、いろいろな形の中で進めるべきだと思います。

それで、先ほど大崎圏の部分に出たときに、障害者のひとり暮らし等々のこともございましたけれども、これらもすべて町民に説明に今伺っていますけれども、その中で結構質問があり

ました。それで、そういうゾーンも町として民間を入れるだけでなく、民間はもちろん入れながらですけども、そういう施設もできるようなことを骨として町は立ち上げたいと。

ですから、町では骨としては持っていますけれども、こういうことをやりますというのを委員会に出してしまうと、どうしてもそれだけに対しての肉をつける、あるいは花を咲かせる、実をならせる形になりますから、そうでなくて、方向性を出す前に皆さんの意見を、今議員から御提言があったようなことをやった上で、それで、町ではこういう骨がありますというものを、こういう問題が出たものに対しては町ではこういう骨がありますから、こういう肉をつけたい、あるいは葉を。そして、花を咲かせて実をならせたい、そういう形の方向に持っていくということでありまして、ただ、スピードが必要でないということですが、町の広報で、教育委員会等でお知らせしておりますけれども、現にもうゼロ歳児、去年、おととしてはもう2学級しか成り立っていないような人口の生まれですから、急ぎしなければ必ず2学級になって穴があくところが出るんです。

だとすれば、こういう部分については急いでやっぱりいろいろな意見をもらって、急いでやはり計画を立ち上げて、西田につきましては1.7ヘクタールございます。ただ、1.7ヘクタールすべてを一括でやる問題ではないと思っています。というのは、この面積を一括でやった場合に、いろいろなものが後々違ってきますから、全体の構想は立ち上げるんですけども、多分1期、2期というような形の分割をしながら、そのゾーン、ゾーンで急ぐものは急ぐと。スピードのなくていいものについてはスピードをつけなくてもいいというふうな形で委員会に答申を諮っていくような形にしたいとは考えてございます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。反対討論ですか、賛成討論ですか。

それでは、まず初めに反対者の討論を許可いたします。18番伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 私は加美町定住促進検討委員会設置条例に反対の立場から発言いたします。

町有地を改めて見直し、その価値を認識した上で、今後いかにその土地を生き返らせていくか、有効に使っていくかは必要なことだと考えます。町内に何カ所も町有地や遊休地がある現在、他の土地についてもなぜこのように真剣に取り組んでこなかったのか。今さらながら不思議に私には思われます。そんな意味からいっても、なぜこのように西田と限定して急ぐのか。加美町新庁舎建設委員会の設置が決まり、まさに6月16日委員公募が締め切られ、7月に第1

回目の委員会が開催される。この時期に今度は加美町定住促進検討委員会の公募を始める予定となっています。庁舎内のプロジェクトチームは、既に第1回目及び2回目の会議を実施しているというふうなスケジュールを目にいたしました。

新庁舎建設という大きな事業に取り組んでいるときに、並行して町の将来を左右しかねない大事業に取り組むことでいいのか、こんなに慌てて取り組んでいいのか、もう少し準備が必要ではないのか、私にはとても心配です。新庁舎建設が順調に運ぶことが確定してから考えてもいいのではないかと私は思います。仮定として新庁舎建設予定地の造成等々のスケジュールどおりに運ばないという不測の事態が起きたらどうするのか。もともと建設予定候補地だった西田を安全弁としてしばらくの間置いておくことは必要ではないのか。

この事業のタイトル、人口増加エリアと位置づけてあるが、例えば分譲地、住宅地として何区画かなどの試算をしたり、全部分譲するとは限らないというふうな今の答弁にもありましたが、子育ての環境としてすぐれているだけで、計算どおり増加していくとは私には思われません。どんな魅力があって移っていったのか、住宅が安くて快適である、子育て環境としてすぐれているだけではなかなか人は、こういう時代です、お金も余り持っている子育て世代ではないと思います。そんなに簡単には動くとは私には思われません。

ほかの生活していく上での条件、保育料が安いとか、医療費が無料だとか、暮らしやすさ、そういったことに引かれてその町を選んでいく、移っていくことがあったとしたら、そういった条件が必要なんだと私には思われます。

三世代同居していた世帯が独立して新居を構えることはよくありますが、そうでない宮崎から、あるいは小野田から三世代同居していた人が子育て世代だけ独立して、例えば広原等に移り住んできている人たちも何件かいます。そういった人たちに直接会って何がこの町にとって欠けているか、何がもっと自分たちが住みやすい条件として必要なのか。会って調べてみる、そういった準備期間が必要なのではないかと私には思われます。

先ほども述べたように、町内のアパートの充足率状況はどうなっているかも大事な要件だと思います。また、他町村の団地の状況もぜひ参考にすべきだと思います。それなりのやり方、事情があるからだと答弁されていらっしゃいましたが、加美町に若者、子育て世代を呼び込む、どれだけの施設、施策が準備されているのかと問われれば、甚だ現在は心もとないと私には思われます。

以上の理由から、西田と限定して定住促進検討委員会を設置することは早計と考え条例案に反対するものです。多くの議員の皆様の公平な御判断を期待いたします。大局的な見地に立つ

た公平な御判断をお願いいたします。

○議長（一條 光君） 次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。7番近藤義次君。

○7番（近藤義次君） 案件に賛成討論を申すものでございます。

ただいま伊藤由子さんが反対の意見を述べました。その反対の意見をいろいろ審議をしてよりよい町をつくるために、これは必要であるというふうに思うのであります。我々議員は、やっぱり立候補したとき、これもやる、あれもやると議員が立候補の中でいろいろ言っているわけだ。町民各位は、選挙終わったら町何ぼよくなったと思ったら、さっぱりよくなる。もっとやっぱり議員各位が背中に500人なり1,000人がいるという自信の中でどんどん進めていかないことには、町の発展はないと思います。

今、町営住宅建設をして色麻で30人、50人の若者が増加したそうです。この間色麻町議会を聞いてきたんですが、新しい感覚で進まないとアパート足りない、足りない、新しいところにどんどん、どんどん若者が5万円も6万円の高いところに平気で入って、安いところがいっぱい空いているのが現実です。我々考えると7,000円の町営住宅に入って銭ためて家建てたらいいと思うのに、5万円も6万円ものところに入って生活ぎりぎりやっているのが、私も14軒持っているんですけども、しかし、安いところに行って銭ためたらいいべな。5万円のところに入って、借金して何なんだというふうな思いをしているのが現実です。

そういう意味においても、この委員会でいろいろまちづくりを町民の代表の方々にしていただいて、よりよりやっぱり加美町をつくっていくことを期待して賛成討論としたいと思います。御賛同をお願いします。

○議長（一條 光君） 次に、原案に反対者の討論を許可いたします。（「なし」の声あり）なしといたします。

次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。（「なし」の声あり）なしといたします。討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第42号加美町定住促進検討委員会条例の制定についての採決を行います。この表決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（一條 光君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第43号 加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第9 議案第44号 加美町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（一條 光君） お諮りいたします。日程第8、議案第43号加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、日程第9、議案第44号加美町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、以上2件はいずれも関連しておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題といたしたいと思ます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、日程第8、議案第43号加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、日程第9、議案第44号加美町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを一括議題とすることに決定いたしました。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第43号加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第44号加美町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、関連いたしますことから、一括して御説明申し上げます。

本案件は、少子化対策の観点から、喫緊の課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境を整備するため、育児休業法に関する法律が改正されたことに伴いまして、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、平成22年6月30日から施行されることから、関係する条例について所要の改正を行うものであります。

議案第44号の育児休業等に関する条例の一部改正では、職員の配偶者が育児休業をしている場合であっても育児休業等が取得できること、また、再度の育児休業ができるなどの改正を行うものであります。あわせて勤務条件に関することとして、議案第43号の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正では、職員の配偶者の就業等の状況にかかわらず、育児のための早出、遅出勤務ができること、また、3歳に満たない子のある職員がその子を養育するために請求があった場合に時間外勤務をさせてはならないことなどの改正を行うものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第43号加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第43号加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第44号加美町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第44号加美町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10 議案第45号 加美町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正 について

○議長（一條 光君） 日程第10、議案第45号加美町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第45号加美町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案件は、身体障害者福祉法施行令及び同施行規則の一部が改正され、身体障害者手帳が交付される障害の範囲に肝臓の機能の障害が追加され、平成22年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の医療費助成の定義に肝臓の機能障害を加えるもので、助成対象とする障害の程度については1級から3級までとするものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第45号加美町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第45号加美町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。